

第三回 NACS 研修会「民法改正と消費者相談実務」を開催しました

平成27年2月27日午後1:30分より4:00まで伏見ライフプラザ研修室にて「民法改正と消費者相談実務」というタイトルで、静岡大学大学院法務研究科教授宮下修一先生より講義を行っていただきました。(参加者37名)

民法改正については昨年3月31日に契約のルールなど民法の債権に関する規定の改正案が閣議決定されています。生活の最も基本的なルールを定め、私たちの生活に密接に関係している民法は、一体どのように改正されるのでしょうか。その点について、先生からは以下の構成でお話がありました。

1. 民法改正へ向けた議論の経緯
2. 民法改正の見通し
3. 民法改正全体に対する疑問
4. 民法改正と消費者法の関係
5. 改正の全体像
6. 個別検討①意思能力②錯誤③無効と原状回復④消滅時効⑤法定利率⑥債務不履行⑦保証⑧消費貸借⑨契約の成立⑩売買⑪貸借借契約⑫定型約款
7. まとめと展望
8. 質疑応答



特に、6.の個別検討では、消費者関連の問題を取り扱う消費生活アドバイザーや消費生活相談の実務現場において、改正された民法がどのような場面でどのように使われることになるのかがイメージしやすい様に解説頂きました。特に短期消滅時効の廃止、法定利率が下げられる事や変動利率の導入に関する事、保証人保護の強化、敷金関係の判例法理の明文化、瑕疵担保責任は契約責任説を採用、定型約款の新設などのトピックについては大変興味深く、メリットとデメリットを思い浮かべながら聴き入りました。



く、メリットとデメリットを思い浮かべながら聴き入りました。

この民法改正は、今後国会審議などを得て、具体的に施行されるのはもう少し先の話の事となる様です。この講義を受講して、今後の展開に一層関心と興味を持って動向を追っていきたいと感じる事ができました。